

# 琉球大学学術リポジトリ

原稿：『植民及植民政策』 第一章および第二章  
植民地の概念

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 『植民及植民政策』の原稿と思われる。植24より第二章 資料形態: B4原稿用紙 キーワード (En): 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/38365">http://hdl.handle.net/20.500.12000/38365</a>

# 矢内原忠雄文庫

史料名	原稿『植民及植民政策』第一章および第二章 植民地の概念(植15～植45)
封筒番号	436
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月/8日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

# 矢内原忠雄文庫

封筒番号：436

史料名	原稿『植民及植民政策』第一章および第二章 植民地の概念(植15～植45)
資料形態	B4原稿用紙
枚数	31
页数	31
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	植民 『植民及植民政策』の原稿と思われる。 植24より第二章  今泉分類記号：Y

強制的特征是  
植民地を得るか

質的植民地を以て、自由なる移住者に  
んは強制的移住は植民地は自由  
移住の必要を要するからか  
マルクスは  
質的植民地を以て、自由なる移住者に  
んは強制的移住は植民地は自由  
移住の必要を要するからか  
マルクスは

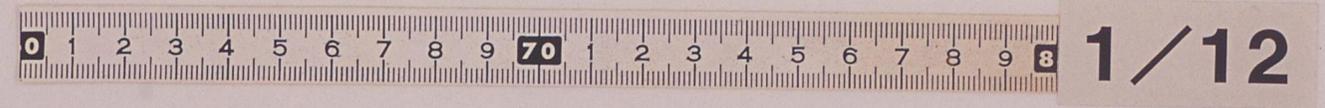
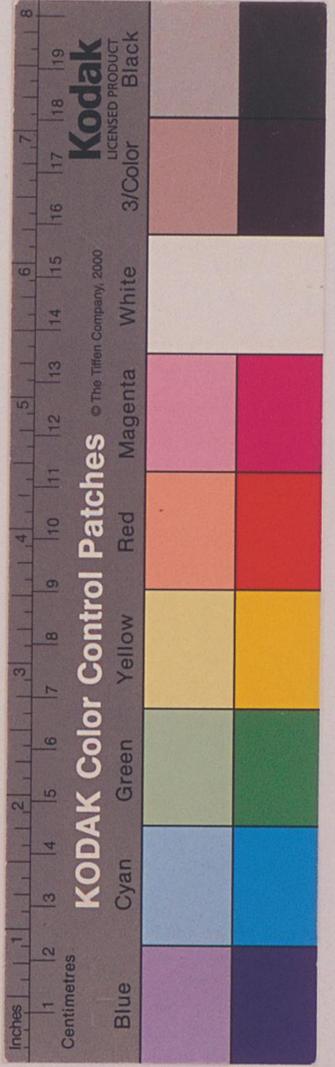
強制的特征是  
植民地を得るか

質的植民地を以て、自由なる移住者に  
んは強制的移住は植民地は自由  
移住の必要を要するからか  
マルクスは

強制的特征是  
植民地を得るか

質的植民地を以て、自由なる移住者に  
んは強制的移住は植民地は自由  
移住の必要を要するからか  
マルクスは

ATHENA (4) 6/23 山本 命出書. P.44-45.





(4) 社会的経済的  
的傾向  
あり

経済的傾向

實のと思ふ。

(4) 植民は社会的経済的傾向の現象である。

近世植民地を意味する近世改河湾の母語たる

ラテノ語 Colonia の語源 Colonie は土地の耕作開

拓を意味する。植民地たる地域は人口未だ稀

密ならずか。或は土地の利用の不十分なるを補

充するから、農業植民地社会群の主な経

済的傾向である。多量に之を必し植

民の傾向の全部は否。或は鑛業工業又

は商業的傾向たるを妨げないのみならず、又

労働力は  
投資

社会的傾向

必ずしも自ら労働者たるを要しない。投資

資本として居住社会群に提供せしめ自ら投資

経営の任に在るも亦可なり。而して経済的傾向

は植民地傾向に於て甚だ重要なる地位を占む

れども、又その全部は否。植民地社会

生活の全体に及ぶ。是は一つの異なる社会生活

(用語発展)の進歩を意味する。植民地は其の環境

に於てその社会的傾向は、(変遷を生かへく、

くもや。居住者によりて異なる。又居住者と

居住者とは特殊の結合関係に入らぬ。

征服は植民にあり

法律博覧 言語 教育 財政

方面

(5) 社会政策による  
時的又は個人的移住

植民は社会的結合の内部を  
 富の生産関係に居せしめる軍事の征服、  
 又は政治的支配は植民とは解らない。植民団  
 の治御が純粹に政治的たる限り——移住者が  
 單に官更たる限り、——とは家領 (Patrimoine) たる人  
 も植民地にはあらず。植民地は社会的結合の  
 的植民は社会現象である。これは社会的たる  
 必要するが故に、一時的移住又は個人的移住  
 は植民にあらず。一の新なる社会の發生及成長に因する  
 ものである。

社会的自然性

植民は社会現象なりといふは、勿論とれ可  
 人の行為の綜合たるを意味する。植民者は意  
 識的に行動する。是は他個体的行為である  
 何れも社会群の治御はその必要たる者個人  
 の行為の上に、或はその根柢に於て大なる必  
 然的養育の過程と歩む。是は反射的或は偶然  
 的治御にはあらず、何れ自然に與へられたる神  
 秘なる生活力の曲折を表現である。凱  
 時は自を構へ、それにより凱を満了すは即ち生  
 命維持の必然的要素である。

ATHENA (4) Keller. 前出書. P. 1.

植民地概念の政策的描像の記

自來の現象として見ると得る。植民地は或る目的を有し得る。而してその目的の設定は自來の社会群生生活力の必然的要求である。植民地はかくの如き意味に於て一つの社会的自來現象である。

かく植民地のいふのは、植民地概念の政策的決定に反對するものがある。即ち「植民地」は曰く、「植民地は苗木を養成して森林を植栽する植民者の任事に喻すべきものである」。植民地は國民経済政策的なる位置に於て、凡て自己の國民経済的國民経済及び自國文化の利益となるべき目的を有するものと。ツエツフルは植民地の定義に於いて「國民、國民の一部分、本國、母國 (Volk, Völkchen, Heimat, Mutterland) 等は不平等なる概念なり」と之を排斥し、植民地を定義して「世界経済的及び世界政治的目的をもつ、國家 (Staat) の海外行政區域」と為した。ツエドナーは之に和して「植民地の主体は國家なり」と言ふ。植民地は國民の實質的親密を放棄して形式的國家權力を基礎とする形式的解放を有するものであるから、植

ATHENA (4) 267) Franz. 前掲書 S. 604. 630. (Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3te Auflage, Bd. 5, 5930.)  
 28) Zoepfl, G. Kolonien und Kolonialpolitik. (Koloniale Rundschau, 1914, Heft 2, S. 89.)  
 29) 20) Zedner, Zum Begriffe der „Kolonie und des Schutzgebietes.“ (Koloniale Rundschau, 1914, Heft 2, S. 89.)

植民地の学問的研究の内容

民の社会的本質を明かにするを得ずと思考する  
 のがまずい。国家又は政府を信じて其の  
 特殊目的追求の政策的見地の下に植民地を計画  
 し実行せしむる可なりは、既に植民地を  
 の、扱念が先行的に決定せざるを要する。故に  
 植民地を社会現象の本質を明かにするに植民  
 政策的見地より出づるは未成熟倒であらう。  
 植民地ありて植民政策あり。政策ありて始りて  
 植民地を現象を生ずるものでは無い。

二行  
 三行  
 四行

植民地以上のものは本質を有する社会現象で  
 あり。政治とを研究の對象として、社会的諸科  
 学の一部として植民地の学問的研究を成立す  
 る。植民地の研究は植民現象の発生、その社会  
 的特徴、その価値、植民地論、政策等の諸  
 問題を包含するものであり、その中心も重要な  
 点又は特殊な社会群と一般社会群との接触に基  
 く社会的諸関係の分析である。植民地の社会論  
 等の特色は時代に度して変遷すべき性質を有  
 する。現代の植民地は資本主義近代に於てはと

植民地論と植民  
地研究

は資本主義的植民の特徴を有するは、資本主義  
の経緯の現れに於て蓋し当然である。

植民地研究は植民地論と植民地政策論とを包含  
する。

ロツンバーは彼の「植民地論」として植民地自然  
地理の原則 (Grundzüge einer Naturlehre der

Kolonien) 及び「近代植民地政策の主要体系」(Haupt-  
systeme der neuern Kolonialpolitik) の二部に分  
つて著した。

ツエツフルは「植民地」の静態的部分としてこの  
植民地地理論 (Lehre von den Kolonien) として「動態

的部分」として「植民地学」(Kolonialpolitik) とを分  
つた。

私も本書第九章迄に於ては社会現象として  
この植民地の意義を研究し、第十章以下に於て  
は論植民地に於ける政策の内容及び影響を研究

し、植民地の根本質殊に近代植民地及び植民地政策  
の要素を主観的特徴を明かにしたいと思ふ。

植民地研究の学問体系に於ける地位は、  
の非歴に基く判別が加へられた。植民地研究は  
学政治学や社会学科より特殊研究の綜合大  
にあり、植民地研究は種族学社会学東洋学の特

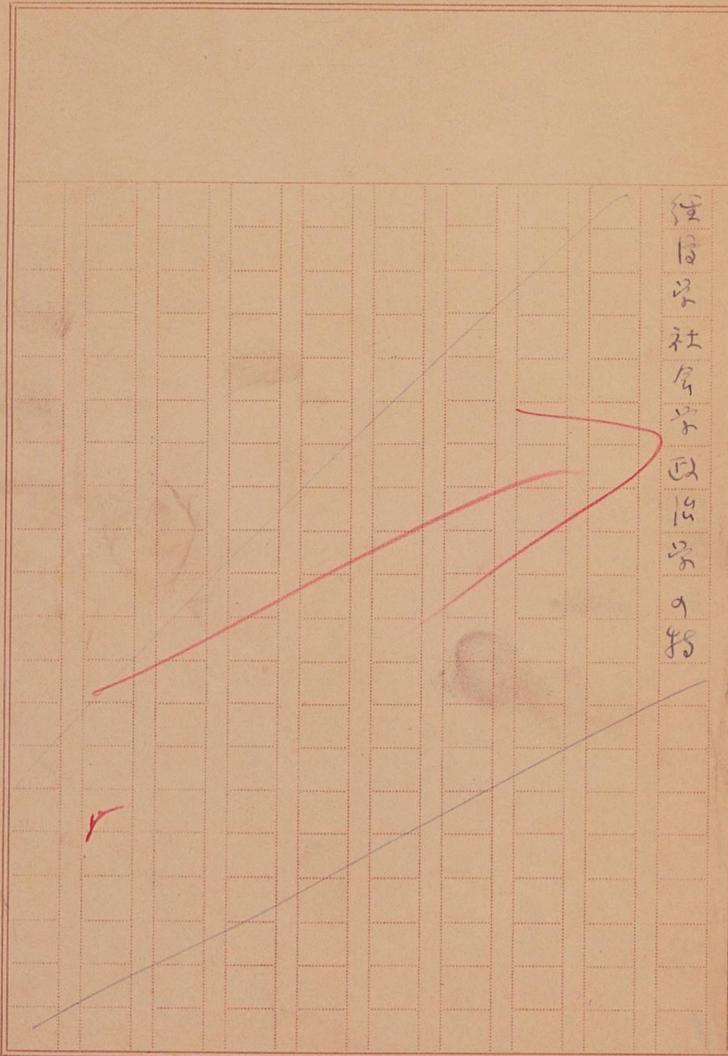
植民地研究の学問  
体系に於ける地

の非歴に基く判別が加へられた。植民地研究は  
学政治学や社会学科より特殊研究の綜合大  
にあり、植民地研究は種族学社会学東洋学の特

ATHENA(4) 1) Roscher. 植  
2) Zoepfl. 植

政治学社会学政治学の特

ツエツアルは政治学は行政学又は国家学の特  
殊部門であるとする。之れ彼の政治概念より  
見ると然る後論である。永井柳太郎、植田因  
之助氏等は政治学を以て政治学の一学科と  
す。伊佐ら等は政治学の本質を以て社会的・理  
論的の法則にありとする以上、政治学を以て  
国家学又は政治学の一学科なりとするを得な  
い。それは政治の本質に基く制約を加へる  
こと、社会学社会学政治学等の社会学種  
の特殊研究の総合的の一体である。政治学は



ATHENA(4)

- 1) 永井柳太郎、政治学論 P.1
- 2) 植田因之助、政治学論、序言 P.3.

殊部内であらう、その何れの一つを以て盡  
くるものはない。植民地を一つの特殊の社会  
現象として特殊の総合研究を要求する。但し  
独立の一例として植民地研究は未だ成り  
以て攝入せられしことを聞かない。 （本稿） ~~ソエソエ~~  
これは前出論文「中東」として植民地政策として  
植民地と植民地研究



植民地保護

域とせう好、そのである。ボルンハック(Bornhak)が植民地は  
 国際法的には内国、国内法的には外国である  
 と為せるは、正確なる法律の用語としては不  
 適当なるを免れぬが、<sup>2)</sup> 凡の譬喩として見せ  
 られた興味深き暗示を<sup>3)</sup> 示す。  
 植民地的保護地<sup>4)</sup> とは所謂本國の法律の保護  
 關係に非ざる地帯を指すものである。<sup>3)</sup>  
 其の地域は本國一の獨立國家の領土であるが  
 其の主權の完全なる行使が所謂保護國の爲  
 りに制限せらる。保護國係に基く被保護國並

狭義の植民地

狭義の植民地<sup>5)</sup> は、<sup>6)</sup> 領土の一部分に於て、  
 其の領土は純粹に國法上の領土の一部  
 であるが、<sup>7)</sup> 領土は完全なる内國に於てのものであるが、  
 其の社會構造的性質に基きて、<sup>8)</sup> 社會的  
 にはその國家に固有の領土に於て、<sup>9)</sup> 却て新  
 に入居せられたる地域であり、<sup>10)</sup> 社會的  
 從之通常その社會的構成に特殊性を帯び、<sup>11)</sup>  
 ときよりよりて、<sup>12)</sup> 之を全然國家の固有の構成  
 部分として合併しつくすことなく、<sup>13)</sup> 國家の内  
 部にありて、<sup>14)</sup> 特殊の法域、<sup>15)</sup> 特殊の行政  
 地

ATHENA (4) 2) Sabersky, F. Der Koloniale Inlands- und Auslandsbegriff. S. 14-16.  
 3) Köhner, O. Einführung in die Kolonialpolitik. S. 11-12.

21

送

26 植

21/2

植民地

植民地とは

植民地的保護地とは 国際法上の保護地とは

国際法上の保護地とは、保護国に属する領土に對する保護の権力を認むるも、之れは、元來、國際法上の人格を有するものたるが、國際法上の地位を認められ、保護を與ふる國の領土として認めらるる。

保護国

國

國際法上の保護國とは、保護國に對する保護の権力を認むるも、之れは、元來、國際法上の人格を有するものたるが、國際法上の地位を認められ、保護を與ふる國の領土として認めらるる。

保護国の領土は、保護國に對する保護の権力を認むるも、之れは、元來、國際法上の人格を有するものたるが、國際法上の地位を認められ、保護を與ふる國の領土として認めらるる。

植民地とは

植民地的保護地とは

ATHENA (4)

2) 植民地 前出書 762

植民地的保護地

植民地的保護地とは国際法上何國家にも屬せ  
ざる地方に對して保護關係ヲ設定せしむるも  
のに於て、名義上酋長の權力を認むるも之は  
統治上ノ便宜に從ふべしであつて、元來國際  
法上ノ人種を有するもつて否りか、國際法  
上之等の地域は保護と云ふ國の領土として  
認めらる。従つて狹義の屬領と植民地的保護  
地とは單に名稱上の差異に止まるもつてあつ  
て、共に形式的植民地に屬するは明かである

Schutzgebiete

保護地とは植民地を呼ぶに Schutzgebiete 即

は獨逸帝國統一の事に急であつて國外の領  
土的發展に對しては消極的態度を保持す  
るに止まつた。彼の政策は領土を創設せんと  
するにあらず、<sup>(當時の)</sup>國家自ら積極的に海外<sup>(獨逸)</sup>  
土人酋長より讓渡を受けたる統治權を以て  
獨逸帝國政府の保護の下に置くことによりて

4  
27



英領の Protectorates

支那より租界なる膠州湾等も云々として  
 Schutzgebiete と呼ばるゝに及んで、この語の本  
 の意義は單に保護の海外領土的發展の<sup>の過程</sup>回想也  
 である。史的意義を有するものと云ふ。予定  
 上は保護の形式的地を指稱する一般的名  
 語上の用法に到つた。  
 英國に於ても植民地所管の海外領土と總稱  
 し、Colonies and Protectorates (植民地及保護  
 地)といふが、兩者の區別は名義的なるに止る  
 〇、又印領支那を成す五國中、英領の印領  
 土たるは支那の支那、他の安南、トンキン、  
 カボボン、及びラオスは、いづれも Protectorates  
 (保護地)であるが、之等は皆ひとく印領印  
 支那總督の下に統一の行政區域を成し、従つ  
 て植民地所管に属する。  
 以上より如く名義上は保護地であつても本國  
 植民地所管に属するものは、保護の所管と同  
 視せらるべきであるが、英國の埃及、<sup>及</sup>スーダ  
 ン、印領のチニス及びヒマロツツ等、國際情  
 上の保護關係若くは之に接近せる地位に立つ

ATHENA(4) 1) Lugard, Sir. F. D. The Dual Mandate in British Tropical Africa. P. 37.

# 説明 ターゲット

この原本は  
一部文書が  
糊付けされています

7  
39

租借地

これは本国外部者所管に属する。併作らざる  
小亦便宜上より区別をなすこと多く、兩者の種類  
を併せて保護地を併せて形式的意義の地と  
地に包含せしむべきである。

租借地は条約により他国の領土の一部を  
借受け、租借期間内は完全には自国の統治権を  
行使するが法律關係である。その法律上の性  
質に就ては國際法學者の研究に譲らばざる可  
し。之を以て領土権の永久的獲得を意味す  
るものではない。併作らざる説は思ふに  
正であるまい。併作らざる租借期間中は租借国  
又は第三国の主権行使を排除し、但し自国の  
外部的な特別行政区域に属するものとして  
あるから、租借地はまた形式的植民地の一部  
と看すべしと言ふ得る。

勢力範囲 Sphere of Influence 又は利益範囲 Sphere of  
Interest は植民地であるか。蓋し勢力範囲は、  
或は國際法上無きもの一定の地域に對する植  
民の統治権の延長か、競争中自国の條約によ  
り特定國の領土留保せしむべき場合(例として)

ATHENA (17) 6) Köber Köber. 前掲書 S. 65. 山本, 前出書 P. 67 以下. 泉哲, 植民地統治論 P. 173 以下.  
7) Reinsch, Colonial Government. P. 102 以下. 持田 P. 104 105.

8  
91

委任統治地

委任統治地は國際聯盟規約第二十二條によ  
 りて始めに規定せられたものである。即ち、世界  
 大戰の結果、従前支配したる國の統治を該國大  
 植民地及領土に近代世界の激甚たる生  
 存競争状態の下に未だ自立し得ざる人民の庇  
 護するものとして、護人に對する後見  
 の任務を~~正~~適當なる條件を備ふるとこの先  
 進國に委任し、この委任國と一聯盟に代り  
 後見の任務を行はしむるの制度である。而し  
 この委任の性質に就ては三種を分ち、A式委任

統治は、従前土耳古帝國に属したる或部族に對  
 するものとして、獨立國として後承認を受け得る  
 發達の程度に達しなると、其の自立し得る時  
 期に至ると迄施政上委任國の助言及援助を受く  
 べきものとせらる。B式委任統治は中央亞細亞  
 アフリカ  
 諸島の人民に對するものとして、委任國に於て甚  
 の地域の施政の責に任ずべきものがある。而  
 してC式は委任統治は西南亞細亞及南洋群  
 島の對し、委任國領土の構成部分として其  
 の國法の下に施政を行ふを以て最長とする。



植  
93

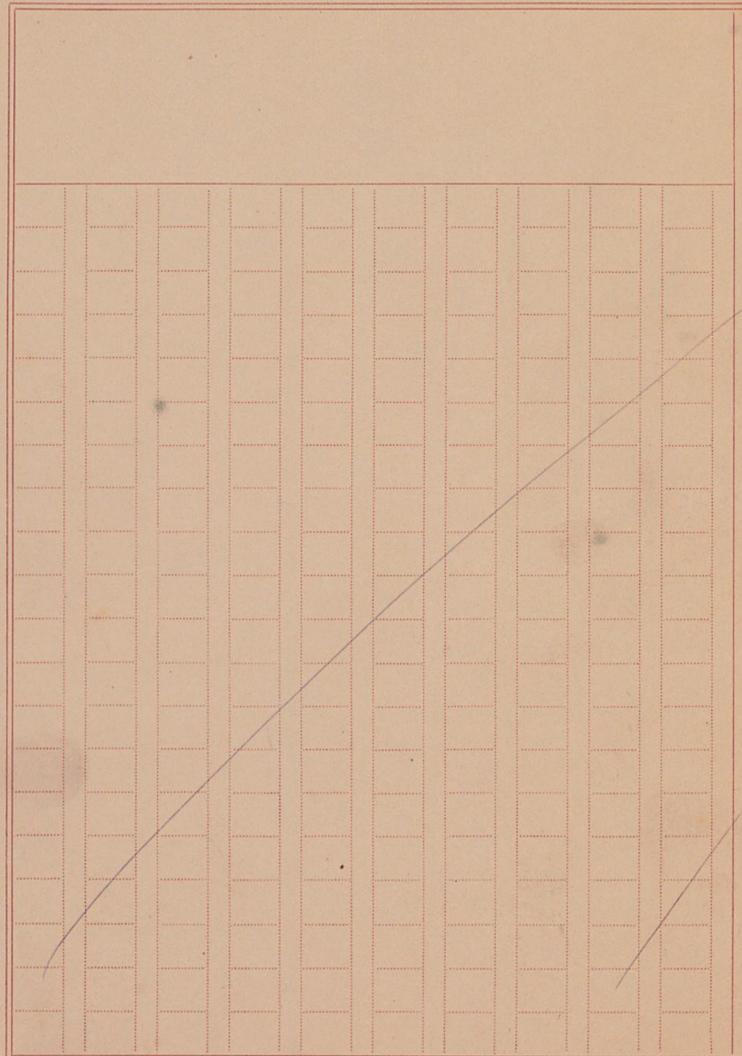
28

勢力の範囲又は  
利益の範囲

但統治地は三種ともすべし形亦的概念に於け  
る植民地は其の如くあると云ふを得や。

次に、勢力の範囲又は利益の範囲 (Sphere of influence  
Sphere of interest) は植民地に含まれるか。蓋し

勢力の範囲は、或は子版图上を主たる一定の地  
域に對する植民地的統治権の延長か。競争國等  
の条約によりて特定の國に關係せらるる場  
合(例)は、力に於ける排他權 (排他條約) たるあり。



17  
54 植

29

1) 植に於ける独逸併備相互間の境界条約(1)は  
 2) あり、或は他国内の或る地方が特に特定国  
 と密接なる利害関係を有し、其地域内に於け  
 るその国民の治権の優越的地位を因縁の協  
 定により明示又は黙示に認めらるる場合(例へ  
 ば日清の南満洲に對する(8)併りあり。いづれも  
 その地域に對する統治権の延長ありたるもの  
 であるから、之を以て直ちに形式的権原地と  
 いふを得ない、<sup>前者</sup>利益は未だ實現せしむるに  
 利を意味する。9) 併り實現前(10)の種類の利益範  
 圍に於いていふも、その有する統治的利害が  
 實現せしむるに始めてその地域は権原地となり  
 、<sup>併り</sup>實現せしむるは既に勢力又は利益範  
 圍たるものでは無い、勢力範圍を以て権原地  
 範圍の一種とすることは正確を以ていふ  
 を得ない、併り是は権原地的法律關係の存  
 の前提であつて、プロリカ分割に多く利用せ  
 られたるものであるが、勢力範圍そのものを以て植  
 民地統治の形式なりといふは正確でない。  
 併り二種の勢力範圍はかくの如き植民地的統治  
 権に因連する利益を有しない。

ATHENA (4) 8) Remond. 同上. P. 104-105. 9) 研究ラシニング協定の28条に於ける今日、かくの如き國際法的意義を有する勢力範圍の存在は疑はしい。  
 9) Kibner. S. 14. (但し)  
 10) 泉. 前出書. P. 111.



5  
36 箱

31

地帯の形式的  
概念に對する  
疑問

二行分

味に於ての地帯である。共通法

共通法第一條は左の如く規定す。

本法ニ於テ地域ト稱スルハ内地、朝鮮、台

湾、関東州又ハ南洋群島ヲ謂フ

前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス

之ニ対シテ朝鮮以下ノ四ツハ内地ニ對シテ

特殊ノ法域ト為スルコトハ明カトス。而シテ

樺太ニ關シテ第二項ノ規定あるは、蓋シ共通

法ハ然レドモ右法域相互間ニ於テハ民事及刑事

適用ノ規ニ關スル法律ニあり、而シテ樺太ニ

ハ我國民事法及刑事法ノ適用せらるゝ加故ニ

あり。即チ民事刑事ニ關シテハ樺太ハ内地

ニあるが、統治別及上内地たるノ最上ノ標識

たるべきは議院議決案施行ノ施行と見らるゝが

故に、樺太ハ内地たるものと云はざるを

得る也。

上述の如き地帯の形式的概念は法律學的

は政治學的的目的のためには或は適宜であら

うが、之に對シテは二三の疑問を生ずる。

1. (Gibraltar), (St. Helena) の如き軍事的根拠



地 (Guano) の如き海産(産線) 伴地等所謂地  
 的植地 (Colonial Settlement) は實際上植民と  
 係する事は極めて薄い。極端な例を引いて  
 、無人の岩礁は南極の氷大陸に後次植と近長  
 くと、之を(流産植)に植地ありと呼ぶは、  
 植民の社会政策の研究に何の關係も  
 あるか。  
 2. 植地は國家の新領土なりとせば、國  
 家の直接の臣民なく、私人又は私立會社が政  
 地域に對して統治權を設立したる場合は植民

地にある事としをけんばならぬであらう。  
 (1) (Borneo) 及び (Sulu) に對して統治權を得たる  
 北婆羅洲(北婆羅洲) 得たる銀植は一八八一一年に英政府  
 の特許状を受けながら、二小島の地方は一八  
 八八年英國の直接の保護國となつたは、英國  
 の植地ではなかつたといふ心あるか。  
 3. 植地は國法上本國の一部として取扱  
 せられぬ土地ありとせば、アルゲエリーの  
 如く佛蘭德斯の一部として認められ、  
 の各縣よりはフランス各縣と同じく巴里の元

A  
38

33

ツエツフル  
の説

走院及代議院に議負を送出すものは如何  
 耶。西班牙に於ては南米諸地への喪失と共に  
 一バ、ホルト、リコ、及びカチリ、諸島は  
 一バ、ホルト、リコ、及びカチリ、諸島は  
 (Porrucia) とせられた。葡萄牙にても植民地は  
 Porrucia とせられた。Porrucia はゆかりの  
 不却分としてこの地方の義である。帯付  
 議會に代議士を送る。尤、内地の Porrucia と  
 別して Porrucia ultiman (海外地方) と呼ばる、  
 然るは此等の Porrucia ultiman は植民地の範圍  
 に属せざるが。

之等の諸果は固く、物は再び  
 を考察しやうと思ふ。何とせんは彼は植民地  
 概念の形式階層として最も特色あるものなり  
 にかう。彼は植民地を以て「世界経済的及び  
 世界政治的目的を有する、國家の外部的行政  
 區域」あると為す。彼は近世國家の領土擴張  
 には世界経済的及び世界政治的目的を以て  
 したる帝國主義的發展に基くべきと高調す  
 るに於て極めて正當である。即ち彼は世界

ATHENA (4) 11) "auswärtige Verwaltungsgebiete eines Staates für weltwirtschaftliche und weltpolitische Zwecke."  
 12) "auswärtige Verwaltungsgebiete eines Staates für weltwirtschaftliche und weltpolitische Zwecke."

86  
99

34

経済的目的を以て世界政治的目的よりも根本  
 的なる要素なりとするが故に、單なる艦隊根  
 拠地の如きは外部の行政地域たるも植民地  
 の範疇外に属するものと為す。植民地概念の  
 要素として植民目的を挙ぐるの適宜に於いて  
 植民は衆を以て見ても植民地  
 概念の純粹なる形式的構成は、行政改革の研  
 究上欠陥あるを知るに足るべからず。  
 ツェツフル  
 植民は更に植民地は國家の行政地域なりと  
 するが故に、直接に國家の行政地域にあらざ  
 る保護國、又は特許会社の領有地域は之を植  
 民地に属せざるものとす。  
 外部の行政地域たるを要するが故に、パール  
 エリー又は西、南の (provincia ultramarina) の如きは  
 植民地たる地位を與へざる、そのを植民地たる  
 性質に於て稀薄なりと為すのである。  
 此の形式的区別の必要を疑はす。英領北ホ  
 ルネスは (North Borneo Chartered Company) の統治を受け  
 たるとき、既に英國にとりて世界経済的意義  
 を有しなかつたのであるか。或は南 (British)





4  
42

36

Klein-ukia

制する認めらるたりといふ。  
 の如く官債的には地権地たりしか。形式的  
 には地権地たる性質の落かりしものあり  
 権  
 クレヒア  
 の字義は抽籤により土地の割を  
 を受くると意味する。即ちアセスメントに於  
 いて征服地を区分して賣り去る市街に抽籤  
 として管へ。而して是等は本町の市民と  
 一の権利義務を連続的に保有した。故に  
 72、在国は本國と政治的債務

ATHENA (4)

一字

ることを意味す。即ち本國を融小(大)移位(地)と  
 る。本國と(アセスメント)との間には嚴密なる意味  
 に於ての政治的債務關係は存在せりし  
 一、しかも單なる経済的関係以上のものあり  
 了た。即ち(アセスメント)創設の際には本國より才  
 キステース(Protest)なる指導者を任命して諸利益を立  
 任に當らしめ、當時の子供並に(アセスメント)に  
 なる意味を有せし宗教的祭祀には(アセスメント)の  
 代表者も列席し、戦時にきりては相互的  
 即の義務あるものとせらる。且つ(アセスメント)の  
 たりたりの

Colonia

とと共に本國に對して密切なる屬領的關係に立つたものである。その模倣ローマの (Colonia) と類似せるが故に、ローマの言語の普及と共にギリシヤ人の ~~Colonia~~ も亦 ~~Colonia~~ と稱せらるゝに至つた。<sup>14)</sup>

ラテン語の (Colonia) は *colonus* (土地を耕作する) より出で、耕作者又は殖民定着者の一國を指し、或は耕作地又は或はその地域を指す。<sup>(ローマ)</sup> の植民地 ~~Colonia~~ は征服地の土地を分割して從軍兵士に賜ふて使田

Colony

兵士に賜ふ、或は官吏に賜ふて物役せしめたりである。全然本國に從屬し、後には (Colonia) と (*Municipium*) との差は全然擬似的な上に至つたといふ。

Colonia はより現代語たる (Colony, Colonie, Kolonie) を生じた。併せて英國に於ても ~~Colony~~ の公稱語として Colony なる文字を用ひられ、比較的近代のことである。最初の植民地行政の独立的中央構造は一六六〇年 ~~Colony~~ (Principality) の一書 ~~Colony~~ 内に設けられ、

20  
49 植

ATHENA (4) (14) 聖約聖書中植民地なる語の見事な唯一の箇所たる使徒行傳第十六章十一節には *Kolonice Kolowra* なる語を用ひ、(コロビ)はマゲドニヤの中にこの辺のネーの所に植民地あり

44 藍

12 至る迄多くは Province である。

大か、共に本國より政治的従属關係を有する

12 總督を以て統治せしむるものと國王が直接的

Palatine の地位を有するもの(即ち封建的領主)

によりまゐりたるものがある。 Province は County

である。

大なる(領土内の) Province なる語を用いたるは

大なる(領土内の)地方を意味したるものである。

によりまゐりたるものがある。 Province は County

12 至る迄多くは Province である。

大か、共に本國より政治的従属關係を有する

12 總督を以て統治せしむるものと國王が直接的

Palatine の地位を有するもの(即ち封建的領主)

によりまゐりたるものがある。 Province は County

である。

大なる(領土内の) Province なる語を用いたるは

大なる(領土内の)地方を意味したるものである。

によりまゐりたるものがある。 Province は County

ATHENA (4) (15) Snow, A. H. The Administration of Dependencies, P. 92. 1902.

(16) 同上書, P. 94-100.

